

大手前通り地区（都市景観形成地区）



地区的概要

本地区は、本市のシンボルである姫路城とJR姫路駅とを結ぶ姫路の顔として、また姫路城の前景として、個性と魅力ある都市空間を形成しています。

目標

姫路城と調和し、本市の顔として個性と魅力ある都市景観形成を図るために、次項を目標に景観形成に取り組みます。

- ・美しく風格ある街並みの形成
 - ・にぎわい、親しみ、うるおいのある都市空間の形成

方針

- ・景観に配慮した総合的な都市基盤の整備
 - ・大手前通りの特性を生かした空間活用と演出
 - ・地元組織の育成

区域

左図で示す実線で囲まれた区域

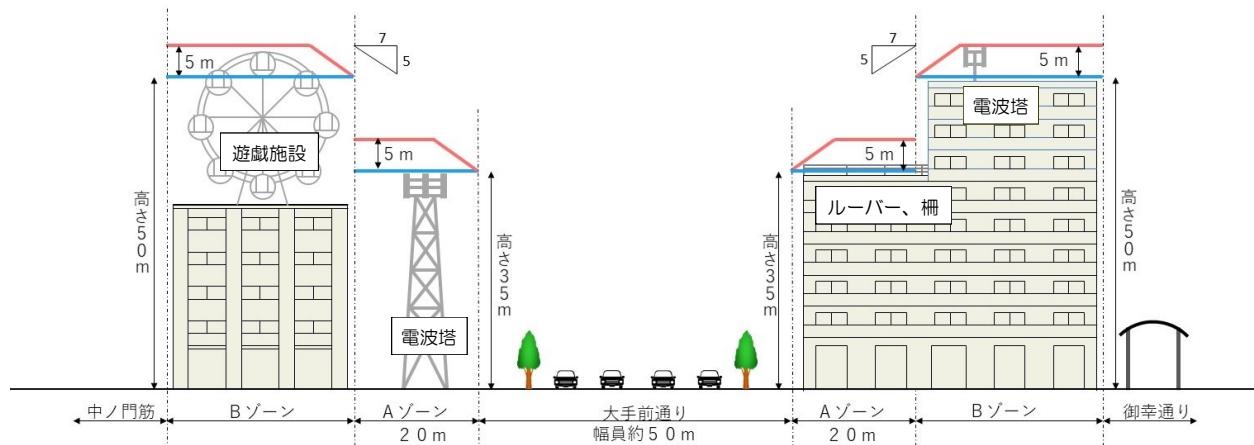
△ゾーン：大手前通り地区のうち、姫路市道幹第1号線の道路境界から20mまでの敷地又は空地

Bゾーン：大手前通り地区のうち、Aゾーン以外の敷地又は空地



大手前通り地区 工作物の高さ規制のイメージ

— 最高高さ — 建築物と一緒に
設置される場合の最高高さ



※建築物の最高高さは高度地区により定められており、Aゾーンでは35m、Bゾーンでは50mです。塔屋等の取扱いなど、詳しくは都市計画課までお問い合わせください。

景観形成基準(全ての建築物・工作物等が対象)

一般基準				姫路城の前景として、大手前通りをより快適でうるおいのある街並みにしていくため、当地区での建築物等は、美しく落ちていた風格ある規模・意匠・色彩をめざすとともに、その維持管理においても配慮をし、通りを歩く人々にとっては、にぎわいと親しみとうるおいのある緑豊かな空間づくりをめざし、街並み全体を調和のとれたものとする。
項目			基準	
Aゾーン	建築物	意匠	壁面設備	・給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。
			屋上設備	・壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い処置を講ずる。
			屋外階段	・大手前通りに面して設置しないものとし、形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。
			バルコニー・ベランダ	・洗濯物、室外機等が通りから直接見えにくい構造、意匠とし、手すり等は形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。
		1階部分の形態		・街のにぎわいを高めるようなショーウィンドウの設置に努め、シャッターを使用する場合はパイプシャッターの使用等により遮へい感を軽減する。 ・大手前通り以外の道路から車が出入りできる場合は、大手前通りに面して駐車場の出入口を設置しない。
		色彩	外壁	・基調となる色は、姫路城の色調と調和のとれた色彩とし、明るい色調とするとともに、けばけばしくならないようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度5～9 ②R（赤）、YR（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度1以下
		その他	材料・植栽	・外壁は汚れの目立たない退色の少ないものとし、周囲の建物と調和のとれた質の高いものとする。 ・街のうるおいを高めるような花壇、植え込み等の設置に努める。
		規模	高さ	・35メートル以下とする。 ・建築物と一体になって設置される場合にあっては、その高さの合計は最高限度を40メートルとし、かつ、当該工作物の各部分の高さは、当該各部分から姫路市道幹第1号線までの水平距離に7分の5を乗じて得たものに35メートルを加えたもの以下とする。
		意匠		・地区に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。
		色彩	外壁	・基調となる色は、姫路城の色調と調和のとれた色彩とし、明るい色調とするとともに、けばけばしくならないようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度5～9 ②R（赤）、YR（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度1以下 ただし、道路交通法その他の法令に基づき設置するものについては適用しない。
		その他	材料・植栽	・外壁は汚れの目立たない退色の少ないものとし、周囲の建物と調和のとれた質の高いものとする。 ・街のうるおいを高めるような花壇、植え込み等の設置に努める。
Bゾーン	建築物（高さ15mを超える部分）※1	意匠	壁面設備	・給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。やむをえず外部に露出する場合は、壁面と同一の色調とする。
			屋上設備	・壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適当な覆い処置を講ずる。
			屋外階段	・大手前通りから直接見えにくい位置に設置するものとし、形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。
			バルコニー・ベランダ	・洗濯物、室外機等が通りから直接見えにくい構造、意匠とし、手すり等は形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。
		色彩	外壁	・基調となる色は、明るい色調とするとともに、けばけばしくならないようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度5～9 ②R（赤）、YR（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度1以下
		その他	材料	・外壁は汚れの目立たない退色の少ないものとし、周囲の建物と調和のとれた質の高いものとする。
		規模	高さ	・50メートル以下とする。 ・建築物と一体になって設置される場合にあっては、その高さの合計は最高限度を55メートルとし、かつ、当該部分の各部分の高さは、当該各部分から姫路市道幹第1号線までの水平距離から20メートルを減じたものに7分の5を乗じて得たものに50メートルを加えたもの以下とする。
		意匠		・地区に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。
		色彩	外壁	・基調となる色は、明るい色調とするとともに、けばけばしくならないようにする。その範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ①無彩色を使用する場合は、明度5～9 ②R（赤）、YR（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度3以下 ③その他の色相を使用する場合は、明度5～9、彩度1以下 ただし、道路交通法その他の法令に基づき設置するものについては適用しない。
		その他	材料	・外壁は汚れの目立たない退色の少ないものとし、周囲の建物と調和のとれた質の高いものとする。
※2	工作物（高さ15mを超える部分）※1	高さ		
		意匠		
		色彩	外壁	
		その他	材料	

※1 大手前通り地区Bゾーンのうち、高さ15m以下の部分には、市内全域の基準（3ページ参照）を適用します。

※2 大手前通り地区Bゾーンのうち、一般国道2号及び姫路駅北駅前広場に接する敷地又は空地においては、高さ15m以下の部分には別途基準を設けています。詳しくはまちづくり指導課までお問い合わせください。